

くらし

平成28年度「くまもと・わくわく基金」助成事業公開プレゼンテーション

助成事業の公開プレゼンテーションを行います。市民活動団体の企画に込められた“思い”を聞きにきませんか。

- ▶日時 3月24日(木) 午前9時半～午後3時半(予定)
- ▶場所 ウェルパルクまもと1階大会議室
- ▶申込み 当日直接会場へ
(市民協働課 ☎361-0168)

「グリーンジャンボ宝くじ」を発売します

県内で発売された宝くじの収益金は、県と按分され、本市のまちづくりに役立てられます。



- ぜひ、県内の宝くじ売場でお買い求めください。
- ▶発売期間 2月24日(水)～3月18日(金)
 - ▶抽せん日 3月25日(金)
 - ▶発売場所 全国の宝くじ売り場
 - ▶発売金額 1枚 300円
 - ▶当せん金
1等 4億円
1等の前後賞 各1億円
2等 1,000万円 など
 - ▶支払期間 3月30日～来年3月29日
(財政課 ☎328-2085)

高齢者相談室は市役所花畑町別館から移転します

高齢者相談室では、高齢者の福祉・生活・就業などに関するさまざまな相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

- ▶移転先 健康センター新町分室1階(旧西保健福祉センター)
 - ▶移転日 3月28日(月)
 - ▶受付時間 午前10時～午後3時
(土・日、祝日、年末年始を除く)
 - ▶運営 熊本市シルバー人材センター、熊本市老人クラブ連合会
- 詳しくは、高齢者相談室(☎322-3305)へ。
(高齢介護福祉課 ☎328-2347)

くまもとわくわくレンタサイクルは3月末で終了します

平成24年から実施してきた「熊本市有料レンタサイクル社会実験事業(くまもとわくわくレンタサイクル)」は3月末で終了します。

今まで多くの皆さんに利用いただき、ありがとうございました。

- ▶利用終了日時 3月31日(木) 午後6時
- ※3月31日は2日間利用の申込みはできません。
(交通政策総室 ☎328-2510)

平成28年度金峰山少年自然の家活動協力員募集

緑豊かな金峰山の大自然の中で、子どもたちと一緒に楽しく野外活動のボランティアをしませんか。

- ▶期間 4月1日から1年間
- ▶対象 市内に住むか通勤・通学する高校生以上の方
- ▶申込み 3月1日から電話で金峰山少年自然の家(☎277-2124 午前9時～午後5時)へ

法務局地図作成作業にご協力ください

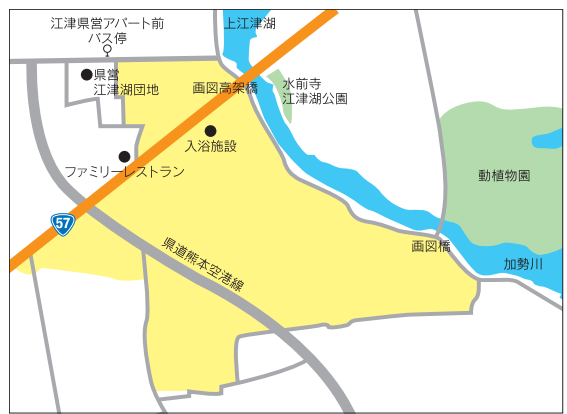
人口集中地区(DID地区)のうち、特に公図(字図)と現地のずれが大きい地域について、法務局が精度の高い地図を作成します。

作業にご理解とご協力をお願いします。

- ▶作業期間 4月～来年3月
- ▶作業区域
《東区》江津三丁目・江津四丁目・下江津一丁目の全部
江津一丁目・下江津二丁目・下江津五丁目の一部

土地を所有する方・居住する方にご協力いただくこと

- ・作業区域内の土地所有者の方の立会い(境界確認のため)
 - ・作業員の敷地内への出入り(調査・測量のため)
- ※作業完了後は、法務局が地積・地目などについての登記記録の書替えを行います。
詳しくは、熊本地方法務局不動産登記部門(☎364-2224)へ。



(土木管理課 ☎328-2468)

春季全国火災予防運動

無防備な 心に火災が かくれんぼ
(平成27年度 全国統一防火標語)



(平成27年度 熊本市防災作品展 最優秀賞 中島保育園 つき組) ↗

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎え「春季全国火災予防運動」を行います。1人ひとりのところがけで、火災のない安全な街づくりを目指しましょう。

- ▶【予防運動期間】 3月1日～7日まで
- 詳しくは、予防課(☎363-0263)へ。

一般県道託麻北部線の車両通行止めを行います

北区龍田町弓削の白川に架かる吉原橋の架替工事に伴い、車両通行止めを行います。自転車の通行は可能です。不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶期間 3月～7月(詳しい日時は現地の予告看板を確認してください。)

- ▶場所 北区龍田町弓削



(北部土木センター工務課 ☎245-5064)

新生活を特定優良賃貸住宅で始めませんか

特定優良賃貸住宅とは、本市が借り上げ、本来の家賃より安価に市民の方に貸し付ける民間のアパートのことです。

長期間利用のない部屋に入居を申込み場合には家賃の減額制度もあり、さらにお得です。新たな住まいを探している方など、ぜひ一度ご相談ください。

- ▶対象 月額所得158,000円～487,000円の世帯の方(ほか一定の要件があります)
- 詳しくは、熊本市(中央・北・西区)市営住宅管理センター(☎327-5101)または熊本市(東・南区)市営住宅管理センター(☎311-7833)へ。
(住宅課 ☎328-2461)

マイナンバー制度紹介シリーズ⑭ 「マイナンバーよくある質問」

自分のマイナンバーは誰にでも教えていいの？

- ・マイナンバーは社会保障・税・災害対策の手続のために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に見せてはいけません。具体的な提供先は、地方公共団体(市役所や県など)、税務署、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などです。
- ・個人のブログなどで自身のマイナンバーを公表することは、公表した人だけでなく、公表したマイナンバーを収集した人も法律違反になります。絶対にやめましょう。

市役所(区役所)での手続きでマイナンバーが必要になるのはどんなとき？

- ・手当や給付金などの申請を行う手続き
例)国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、生活保護、児童手当、障害者手帳など
- ※マイナンバーの提示が必要になる時期などは手続きによって異なります。詳しくは各担当課に確認してください。(市政だより10月号折込特集の事務手続き一覧にも掲載)
- ※手続きを行う際はマイナンバー通知カードまたは個人番号カード(交付を受けている場合)を持参してください。

コンビニ交付サービスを開始します!!

- 3月から個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始します。
- 詳しくは、市政だより2月号折込特集をご覧ください。
コンビニ交付オープニングセレモニーを開催します
日時 3月6日(日) 午前10時～
場所 セブンイレブン熊本新市街店前

市政だより2月号のお詫びと訂正
マイナンバーのお知らせ【折込特集】2ページの電話番号表記に誤りがありました。正しくは以下のとおりです。
○熊本市マイナンバーコールセンターの電話番号
(正)096-370-7800
ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びするとともに、ここに訂正します。

(社会保障・税番号制度推進室 ☎328-2067)